特定症状を確認した場合の規定（通報ルール）

**様式２-10**

**（大規模所有者用）**

特定症状を確認した場合は、次のとおり対応する。

１　特定症状を確認した者は、直ちに家畜保健衛生所に通報する。

　（所有者と連絡がとれない場合も従業員は直ちに家畜保健衛生所に通報する）

２　家畜、死体、畜産物、排せつ物の出荷及び移動を中止する。

３　農場内で使用している物品の移動を中止する。

連絡先：十勝家畜保健衛生所　０１５５－５９－２０２１

　　　　　　　　 夜間･休日　０１５５－２６－９００５ (十勝総合振興局)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　　月　　　　日

農場名